

みどりの森 森林環境税で守る



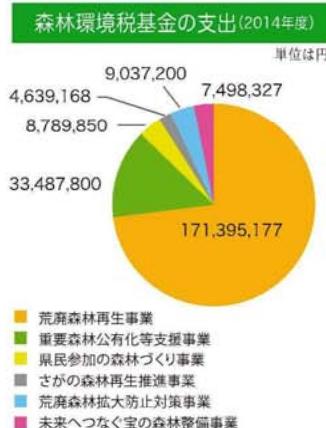
年間500円負担
間伐などに活用

2 008年度から始まった佐賀県森林環境税。この税金は森林を整備する事業の財源に充てるため、すべての県民が年間500円を負担しています。県内の事業所は年間1千円～4万円を納付。例年約2億3千万円の収取が、荒廃した人工林の間伐、間伐への支援などに使われています。

このほか、林道から距離が遠いなど、条件が悪い森林での間伐搬出にかかる費用を補助したり、県民が取り組む「森林づくり活動」を支援するなど、あなたの「ワンコイン」が佐賀県の森林の保全に一役買っています。



県産木材利用推進プロジェクト
マスコットキャラクター「モクリン」



森林環境税の使いみち

2014年度の支出の内訳は、左の円グラフのようになっています。全体の約73%に当たる1億7100万円超を、県が森林所有者に代わって間伐する「荒廃森林再生事業」に充てています。

このほか、県民が自ら企画・立案した森林づくり活動を支援する「県民参加の森林づくり事業」、国の特別名勝・虹の松原を保全する「未来へつなぐ宝の森林整備事業」などにも、私たちの税金が使われています。



癒しの場 次世代に

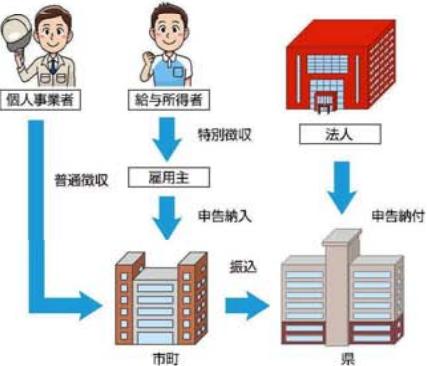
県土の46%を占める森林。水資源の保全や土砂災害を防止する機能のほか、癒しの場としても人間になくてはならない存在です。森林浴やキャンプ、登山など楽しみ方はさまざま。多くの恩恵をもたらしてくれる森林を守るために始まった制度が「森林環境税」です。

井原山(佐賀市富士町)山頂付近からの眺め

・・ 森林環境税徴収の仕組み ・・

佐賀県森林環境税の納稅義務者は、県内に住所がある個人、事務所がある法人などです。全ての県民が等しく負担する「県民均等割」に上乗せする形で納めています。

個人事業者は納稅通知書が送られてくるので、金融機関で納めています。給与所得者は給与天引き。法人は事業終了年度から2カ月以内に申告し、納付しています。課稅期間は2013年度から5年間。18年度に効果を検証し、必要に応じて制度を見直すことになっています。



「荒廃」した森林とは、
①森林内が暗く地表の植
物が少ない②過去に風雪
害にあり、放置されている
③竹が進入しているなど
といった森林を指します。
県の調査では、人工林約6
33700haのうち、15
000ha(約24%)が緊急

に間伐が必要との結果が
出ています。
荒廃森林が増加する背
景の一つとして、木材価格
の低迷があります。県産木
材価格は1980年をピー
クに年々低下。これにより、
林業就業者が山村を離れ
る傾向に歯止めがかかりま

せん。2013年度の
業就業者(個人事業者を
除く)は278人、5年間で
16.8%減少しました。
森林の荒廃を防ぎ、県民
全体会が森林の持つ恵みを享
受するため、これまでのよ
うに森林所有者だけに維
持・管理を任せせるのではなく、
県民の財産として森林を守り育てていかなければ
なりません。



荒廃した森林

